

## 財政運営上の 3 つのルールの見直しについて

### 1 経緯等

財政運営上の 3 つのルールは、安定的かつ強固な財政基盤の確立に向けて平成 24 年 10 月に定め、平成 25 年度から運用を開始しました。その後、平成 26 年 10 月、令和 3 年 11 月の 2 度の見直しを経て、基本的な考え方は変えないものの課題や財政状況を踏まえて現在まで継続して運用を行っており、12 年間の運用の結果、積立基金残高の確保及び公債費の減少など、安定的な財政基盤の確立に一定の成果を上げることができました。

一方で、今後的小中学校を中心とした区有施設の更新や市街地再開発事業への対応が見込まれることを踏まえると中長期的な視点では現行のルールには課題があることから、将来にわたり安定的な財政基盤を維持できるようルールを見直すこととし、以下のとおり課題及び変更内容を取りまとめました。

### 2 現行ルールの課題及び変更内容

#### (1) ルール 1 について

##### (現行) ルール 1 財政運営の基本と積立基金の維持

各年度の予算編成は、基金に依存せず、その年度の歳入の範囲内で行うことを基本とします。やむを得ず基金を取り崩す場合でも、金額を極力抑制し、各年度末の財政調整基金の残高が最低でも 100 億円を維持するようにします。



##### 変更なし

特別区の令和 5 年度末の財政調整基金の平均残高は 359 億円で標準財政規模の 30.7%となりました。これに対し、目黒区の財政調整基金残高は 395 億円で標準財政規模の 50.6%と、区政への各種課題へはしっかりと対応した上で、財政調整基金への積立を確実に行った結果、特別区の平均を上回りました。一方で、原材料費等の高騰による物価上昇が続く中、学校施設の更新事業や市街地再開発事業が予定されていることに加え、区有施設の老朽化に伴う更新経費負担の深刻度が増すことへの懸念があります。また、高齢化の進行や子育て支援施策の拡充に伴う各種社会保障費などの経常的経費の増による財政の圧迫も想定されます。このような状況においては、これまで以上に財政調整基金を活用することが想定され、基金残高が減少する可能性があります。

しかしながら、財政調整基金は経済情勢の変動や不測の事態へ対応できるよう引き続き一定額を維持していく必要があります。

財政調整基金残高の適正な水準について明確な基準はありませんが、総務省が平成 29 年度に行った全国調査では、財政調整基金の積立ての考え方として「標準財政規模の一定割合」と回答した市町村のうち「5%超～20%以下」とする回答が多かったことを踏まえ、ルールを変更せずに引き続き標準財政規模の 13%程度に当たる最低 100 億円を維持することとし、さらに将来に備えて、目黒区の標準

財政規模約 750 億円の 20%である 150 億円を超える財政調整基金残高を維持することを目指しています。

## (2) ルール2について

### (現行) ルール2 積立基金の自律的な積立

決算剰余金の2分の1の金額を翌年度の予算までに財政調整基金に積み立てます。併せて、決算剰余金の10分の1以上の金額を翌年度までに施設整備基金と学校施設整備基金のそれぞれに積み立てます。



### (変更後) ルール2 積立基金の自律的な積立

決算剰余金の2分の1の金額を翌年度の予算までに財政調整基金に積み立てます。また、施設整備基金と学校施設整備基金は各施設の減価償却費（調整後）の4分の1（25%）以上の金額を翌年度の予算までに積み立てます。

現行のルールによる積立金額は、将来的に必要な経費から逆算して決まるものではなく、あくまで決算剰余金の実績によって決まります。そのため、バックキャスティングの考え方になっておらず、将来想定される負担への対応策としては課題があります。

そこで、施設整備基金及び学校施設整備基金については「将来の施設更新のためにいくらの基金が必要か」というバックキャスティングの視点で積み立てるように変更します。

計算方法は、「統一的な基準による地方公会計」（以下、「公会計」という。）のデータを活用して、固定資産台帳上の減価償却費の 25%以上を各年度の積立額とします。また、基金残高の目標額は減価償却累計額の 25%と設定します。

なお、減価償却費及び減価償却累計額は固定資産台帳上の資産の取得額をもとに計算されるため、資産の取得年月日からの物価上昇を踏まえて調整を行います。以上を整理すると計算式は次のようになります。

#### 施設整備基金・学校施設整備基金の積立額の計算式

$$\text{各年度の積立額} = \text{減価償却費（調整後）}^{\text{i}} \times 25\%^{\text{ii}}$$

#### 施設整備基金・学校施設整備基金の目標残高の計算式

$$\text{基金の目標残高} = \text{減価償却累計額（調整後）}^{\text{iii}} \times 25\%$$

<sup>i</sup> 資産の取得に要した金額を耐用年数で除した額です。取得年月日からの物価上昇分を調整します。なお対象の資産は、固定資産台帳上の建物、建物付属設備、工作物とします。

<sup>ii</sup> 過去の施設更新事業の財源内訳をもとに、基金繰入 25%・起債 55%・補助金 10%・一般財源 10%を想定します。

<sup>iii</sup> 現存する資産の現在までの減価償却費の累計額です。取得年月日からの物価上昇分を調整します。

## 参考1：ルール2の補足説明

### 固定資産台帳と減価償却とは

固定資産台帳とは区が建物や設備を取得した際に取得価額、面積、数量、耐用年数などを記録するもので、公会計の財務書類作成のための帳簿です。公会計は発生主義に基づいており、資産の取得に要した金額の全額を取得した年度の経費にするのではなく、その資産の使用可能期間にわたり分割して経費としていきます。これを減価償却といい、例えば耐用年数50年の建物を50億円で建設した場合は、完成の翌年度から50年間にわたって毎年1億円を減価償却費として計上していきます。この減価償却費の累計を減価償却累計額といい、毎年1億円ずつ増えていき50年目には建物の取得額と同額の50億円になります。

	取得時	1年目	2年目	3年目	…	49年目	50年目	
資産	50億	49億	48億	47億	…	1億	0億	
	1億	1億	1億	1億		1億	1億	
	1億	1億	1億	1億		1億	1億	
	1億	1億	1億	1億		1億	1億	
	1億	1億	1億	1億		1億	1億	
	⋮	⋮	⋮	⋮		⋮	⋮	
	1億	1億	1億	1億		1億	1億	
	1億	1億	1億	1億		1億	1億	
費用 (減価償却費)		1億	1億	1億	…	1億	1億	
減価償却累計額 (減価償却費の累計)	0億	1億	2億	3億	…	49億	50億	
		1億	1億	1億		1億	1億	
			1億	1億		1億	1億	
			1億	1億		1億	1億	
						⋮	⋮	
						1億	1億	
							1億	

### 積立の考え方

上記の例で50年目に建設時と同じ金額で建替えを行います。建替えにかかる経費の25%にあたる12.5億円を計画的に貯めるためには、50年間にわたって毎年2,500万円を貯める計算となります。この2,500万円は減価償却費1億円の25%と一致し、各年度の積立基金残高はその累計額となります。

	取得時	1年目	2年目	3年目	…	49年目	50年目	
積立基金残高 (減価償却費の25%ずつ積立)	0億	0.25億	0.5億	0.75億	…	12.25億	12.5億	
		2,500万	2,500万	2,500万		2,500万	2,500万	
			2,500万	2,500万		2,500万	2,500万	
				2,500万		2,500万	2,500万	
						2,500万	2,500万	
						⋮	⋮	
						2,500万	2,500万	
							2,500万	2,500万
								2,500万

## 参考2：ルール2の計算結果

令和5年度決算時点の固定資産台帳をもとにした計算結果は次のとおりです。

### 1.固定資産台帳(物価上昇分等の調整後) ※建物・建物付属設備・工作物のみ。

(単位:億円)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
減価償却費(A)	56.3	54.2	57.0	58.6	59.6
施設整備基金分	41.5	40.1	39.1	38.2	37.3
学校施設整備基金分	14.8	14.1	18.0	20.5	22.3
減価償却累計額(B)	2,655	2,709	2,693	2,644	2,657
施設整備基金分	1,392	1,432	1,467	1,505	1,543
学校施設整備基金分	1,262	1,276	1,226	1,138	1,115

### 2.積立額の計算結果

(単位:億円)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
各年度の積立額(A×25%)	14.1	13.6	14.3	14.7	14.9
施設整備基金分	10.4	10.0	9.8	9.5	9.3
学校施設整備基金分	3.7	3.5	4.5	5.1	5.6
各年度の目標残高(B×25%) ※	664	677	673	661	664
施設整備基金分	348	358	367	376	386
学校施設整備基金分	316	319	307	285	279

※資産の取得時からルールに基づいて積み立てていた場合の計算上の残高。この額を施設整備基金・学校施設整備基金の残高の目標とします。

### (3) ルール3について

#### (現行) ルール3 起債の効果的運用

施設更新に当たっては世代間の公平性を確保するために起債を活用しつつも、将来的な公債費の負担を増大しすぎないようにするために、起債については実施計画期間5年間の発行限度額を150億円まで（年平均30億円）とします。

また、中長期的な視点から、毎年の公債費負担比率が10%を上回らないようにします。



#### (変更後) ルール3 起債の効果的運用

施設更新に当たっては世代間の公平性を確保するために起債を活用しつつも、将来的な公債費の負担を増大しすぎないようにするために、毎年の公債費負担比率が10%を上回らないようにします。

これまでのルールは、起債発行額の上限設定と公債費負担比率の制限により、将来の公債費負担の増大を抑制するもので、公債費の抑制に一定の効果がありました。

学校施設をはじめとした区有施設の更新は長期間にわたって続いている見込みであることから、公債費の増大を抑制することは引き続き重要な使命です。一方で、その他の臨時的な事業や予期せぬ財政負担が生じた場合でも、老朽化した区有施設の更新については可能な限り財源を確保して遅滞なく進めていく必要があります。また、金利の市場動向も注視した上で、起債の判断を行うべきであることから、より柔軟な運用が求められます。

以上のことから、より柔軟な運用を可能にするために起債の発行限度額を設定することはやめ、一方で、中長期的に財政運営を圧迫させないよう、引き続き公債費負担比率（※）が10%を上回らないようにします。

（※）公債費負担比率…（公債費充当一般財源等／一般財源等総額）×100。この数値が高いほど公債費に起因した財政の硬直化が進んでいることとなり、15%を超えると警戒ライン、20%を超えると危険ラインと言われています。

### (4) 今後のルールの更新について

今回のルールの見直しではルール2においてバックキャスティングの考え方を取り入れましたが、具体的な施設更新計画からの逆算ではなく、過去の実績である固定資産台帳上の数字を用いていることから完全なバックキャスティングではないという課題が残ります。

令和8年度に区有施設見直し方針、区有施設見直し計画及び学校施設更新計画の改定が予定されているため、それを踏まえてルールについても必要に応じて更新を行います。

以 上